

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 2 月 6 日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅 村 充

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番 1 号

【電話番号】 053(460)2158

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 山 畑 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目17番11号
当社 人事・総務部東京事務所

【電話番号】 03(5488)6611

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小 山 隆 春

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社人事・総務部東京事務所
(東京都港区高輪二丁目17番11号)

ヤマハ株式会社人事・総務部大阪事務所
(大阪市此花区島屋六丁目 2 番82号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月6日開催の取締役会におきまして、当社が営む国内楽器・音響機器卸販売及び教室事業を、平成25年4月1日付けで吸収分割により当社100%出資子会社であるヤマハミュージックトレーディング株式会社に承継させること及び、当社100%出資子会社であるヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社とヤマハミュージックリース株式会社をヤマハミュージックトレーディング株式会社に吸収合併することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ヤマハミュージックトレーディング株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 原口昌之
資本金の額	200百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額	1,290百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額	1,809百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	楽器及びその附属品の輸入・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	4,739	4,400	4,321
営業利益	290	353	383
経常利益	299	350	390
当期純利益	175	198	233

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ヤマハ株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社100%出資の連結子会社であります。
人的関係	相手会社へ当社より取締役、監査役を派遣しており、当社従業員が出向しております。
取引関係	相手会社へ当社製品を販売しております。

(2) 当該吸収分割の目的

成熟市場である国内楽器・音響市場の規模・構造に適合した組織・要員体制への再編を行い、経営効率性を追求することで国内ビジネスの収益力強化を図り、また、ヤマハグループの総合力を結集し、営業力と専門性をさらに強化することで次なる事業成長と市場活性化を目指すものであります。

なお、本再編によりヤマハミュージックトレーディング株式会社は社名を株式会社ヤマハミュージックジャパンに変更し、ヤマハグループの国内における楽器及び音響機器販売等の中核会社となる予定であります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

分割の方法

当社を分割会社とし、ヤマハミュージックトレーディング株式会社を承継会社とする、分社型吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容及び算定根拠

ヤマハミュージックトレーディング株式会社は、当社の国内楽器・音響機器卸販売及び教室事業の承継を行うに際し、対価として同社の株式を当社に割当てます。本件吸収分割は、当社と当社の100%出資子会社間での吸収分割であることから、当社とヤマハミュージックトレーディング株式会社の合意により、発行する株式数は1,000株といたしました。

その他の吸収分割契約の内容

) 分割の日程

吸収分割決議承認取締役会	平成25年2月6日
吸収分割契約締結	平成25年2月6日
吸収分割契約承認株主総会 (ヤマハミュージックトレーディング株式会社)	平成25年3月19日(予定)
吸収分割期日(効力発生日)	平成25年4月1日(予定)

(注) 本件吸収分割は会社法第784条第3項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める当社の株主総会の承認を得ずに行われます。

) 承継により増加する資本金

承継会社が本吸収分割により増加する資本金の額は次のとおりであります。

資本金 300,000,000円

) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

）承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社から承継する事業の遂行上、必要と判断される当該事業に係る資産・負債及び契約上の地位並びにこれらに付随する権利・義務を承継いたします。

また、当社から承継会社に承継する資産及び負債につきましては、平成24年9月30日現在の貸借対照表の計算を基礎とし、これに吸収分割期日までの増減を加減修正した上で確定するものとします。

(4) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ヤマハミュージックジャパン
本店の所在地	東京都港区高輪二丁目17番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 土井好広
資本金の額	500百万円
純資産の額	12,400百万円（見込額）
総資産の額	21,800百万円（見込額）
事業の内容	国内における楽器・音響機器販売及び教室事業